

2019年5月10日発行（毎月1回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

# 新・人事マネジメント戦略

2019.5 Vol.1905

労働生産性の向上??  
～今すぐ取り掛かれるポイント～



## 業務案内

### 【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

### 【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

# 新・人事マネジメント戦略



労働生産性の向上??  
～今すぐ取り掛かれるポイント～

田中社会保険労務士事務所 代表  
特定社会保険労務士 田中 洋

最近、日本の生産性向上に関する記事をメディアでよく目にするようになりました。日本の労働生産性は、世界各国と比較するとあまり高くないという現状があります。そこで今月号では、政府が掲げた『働き方改革』と労働生産性について、すぐに取り掛かれるポイントをご紹介します。

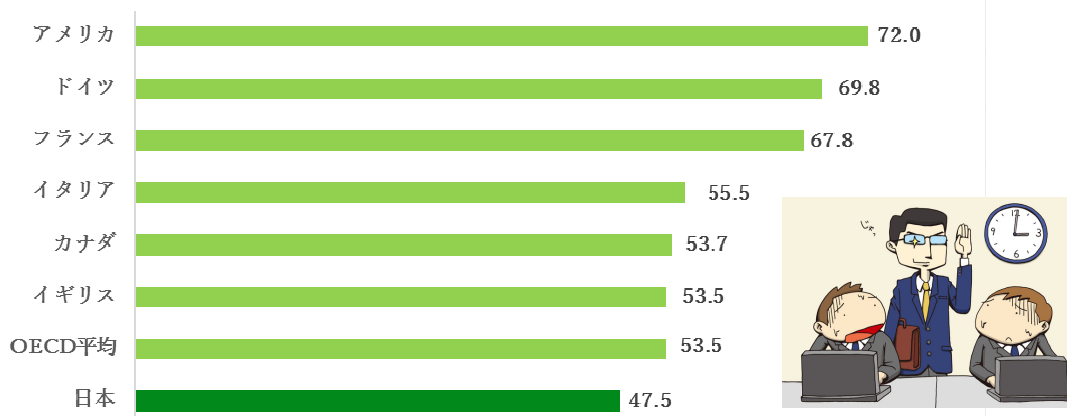


## 労働生産性とは…??

労働生産性とは社員1人あたりが生み出す付加価値を示す指標のことです。労働者がどれだけ効率的に成果を生み出したかを定量的に数値化したものであり、労働者の能力向上や効率改善に向けた努力、経営効率の改善などによって向上します。労働生産性が高まるということは、経済成長や経済的な豊かさをもたらす要因とみなされています。

人口減少により生産年齢人口の減少が進む日本が、どう生産性を上げ、どう社会的構造を変えていくのかが世界からも注目されています。

OECD加盟諸国時間当たり労働生産性比較 (2017年)



※単位：購買力平均換算 US ドル

出典：公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較 2018年版」より



## 労働生産性を上げると…??

今年度より働き方改革が実施となり、残業時間の削減や有休消化義務に対応するため、労働生産性を上げようと思っても、立ちはだかる障壁・反発・アレルギーなども大いにあることでしょう。しかし、一つひとつの小さな変化を積み重ねていけば、各社員が仕事に集中でき、早く仕事を終わらせ、全体として大きな成果を出していけるはず。そして、ミスやトラブルが減り、時間に余裕が生まれれば、さらに次のチャレンジも前向きに取り組めるようになります。結果として、笑顔と活気あふれた社員は、職場のみならず、家庭や社会をより明るくしていくことでしょう。

## 労働生産性を上げる方法 ～断捨離～

今回は労働生産性を上げる方法の一つで、取り掛かりやすい「断捨離」について紹介します。断捨離とは、不要なモノを減らし、生活に調和をもたらそうとする思想を言います。断捨離は、「もったいない」と思い込んでしまった心をヨガの行法である断行・捨行・離行を応用して、不要なモノを絶ち、捨てることで自らが作り出した重荷から解放され、身軽で快適さを手に入れることができるという考え方です。

### なぜ断捨離が労働生産性につながるのか…??

平均的なビジネスマンが仕事に探し物をする時間は、年間 150 時間に及ぶそうです。1 日に直すと約 20 分。たしかに振り返ってみると、急な問い合わせに過去の書類やメールを探したり、久しぶりに使おうとした機器を探そうとしていたら電源ケーブルがないなど、皆さんもあたふたした経験があると思います。



社内にあるモノを、意識的に断捨離していくとどうでしょうか。机や棚、パソコン、サーバーの中などに余計なモノがなければ、モノを探すという非生産的な時間を減らすことにつながります。これをチームとして実施していくとなれば、小さな時間短縮が積み重なって、大きな成果に結びつくはず。また、社員の思考へも影響します。ニーチェの言葉に「忘却はよりよき前進を生む」というものがあります。私たちは子供の頃から物事を忘れてはいけないと教育され、学校のテストもいかに覚えているかを競わせるものでした。ところが現在は、膨大な情報の中に埋もれて仕事をしています。これらを全て覚えることは不可能であり、覚えることに関しては記憶が得意なコンピューターに任せ、私たちはより生産性の高いアイデアや考えることに時間を割いていった方がよいことは間違いありません。

極端な言い方かもしれませんが、記憶の断捨離ということです。忘れないということは、部下のミス、取引先とのトラブル、お客様からのクレームなどを抱え続けることとなります。これらが社員を追い詰め、夜も眠れないほど思い悩むこともあるでしょう。しかし、これらの問題について意図的に切替えることで、前向きに考えることができ、新しい商品やサービスの開発、新分野への進出、部下や取引先を元氣付ける事にも繋がっていくことがあります。

断捨離は「単にモノを捨てるだけ」ではないのです。モノを捨てるという行為を通じて、記憶に基づいた思い込みによる思考を変えることへ繋げていく事ができます。

### 具体的な断捨離について

社内に4年以上使っているパソコンはありますか？ マイクロソフトから、「購入から4年以上経過したPC1台あたり、約35万円の損失が発生している」という発表がありました。これは4年目以降に訪れるPCの寿命による修理費用のほか、起動にかかる時間など、本来生産が可能だった時間を失うコストなども含まれているそうです。

このような、「まだ使えるのにもったいない」という考えで、断捨離しきれていない資産が会社には多く残されているのではないのでしょうか。管理費がかかり続けている滞留在庫や、とりあえず保管している備品類、参照率が低いにもかかわらず、長期保管している各種資料等々…。以下に業務時間を削減できた事例をご紹介します。

#### 《事例》

従業員数125名ほどの地方の観光ホテルでの一例です。下記のような業務の必要性を精査し、廃止や見直しを進めることによって、年間で1,800時間の業務時間の削減効果が得られたそうです。

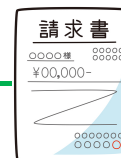
- 客室に急須を設置していましたが、使用頻度が少ないためマグカップやスティック茶に簡素化を行ったところ、急須の漂白時間が短縮されて、年間で業務時間が30時間削減された。
- 客室内資料として配置していた絵葉書やWi-Fiを、売店での販売やドアへの貼り付け等で代替し、廃止したところ、年間で業務時間が110時間削減された。

2018年版「中小企業白書」より抜粋

断捨離は、思いついてもいざ実行するとなると勇気が必要です。ただ、ここで躊躇していると、モノを捨てることができなくなり、やがて、使わなくなったモノが増えていきます。膨大になったモノを扱うことで、そこに時間や気力を奪われている事へ、今一度目を向けてみると良いかもしれません。

田中社会保険労務士事務所相談室  
請求書等の記載事項の改正とは…??

今年10月1日から変更となる「請求書等の様式に係る新ルール」についての様々な疑問について解説します。



## Answer

■請求書等の記載事項の改正があると聞きましたが、具体的にはどのような改正となるのでしょうか？

→ 本年10月1日から「請求書等」の記載や管理については「区分記載請求書等保存方式」へ変更となります。現在の請求書等の保存方式を維持しながら、複数税率（標準税率と軽減税率）を区分して経理を行うことに対応するためのものです。具体的には、請求書等の記載事項に、次の事項の追記が義務付けとなります。

- ①軽減税率の対象品目である旨
- ②税率ごとに合計した対価の額

■区分記載請求書等保存方式ですが、売り手側と買い手側でどのような点に留意する必要がありますか？ また、請求書の様式をどのように変更したら良いのでしょうか？

→ ・売り手側の留意点

「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」について、新たに請求書へ記載する義務が生じます。なお、同一の請求書において消費税率ごとに商品を区分して発行することも、「軽減税率対象」と「課税税率対象」とを分けて別々に発行することも、どちらでも可能です。

※「区分記載請求書等」とは、一定の記載事項を満たす領収書や納品書、小売事業者等が交付するレシートなど取引の事実を証する書類も含まれます。

・買い手側の留意点

「軽減税率対象品目である旨」を帳簿に明記する必要があります。また、区分記載請求書等を保存しておくことが仕入税額控除の要件となります。

「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」は、買い手側が事実に基づき追記することが認められています。なお、売上または仕入を税率ごとに区分することが困難な事業者に対して、売上税額または仕入税額の計算の特例が設けられています。

■免税事業者も請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を記載しないと区分記載請求書等とは言えず、取引先の方で仕入税額控除ができなくなってしまいましたか？

→ 区分記載請求書等の要件を満たさなければ、取引先の消費税計算において仕入税額控除ができません。ただし、取引先が「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した対価の額」を追記すれば認められます。

～ 詳細は、税理士、または税務署へご確認下さい ～

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

## 2019年5月の人事・総務カレンダー

### ■子ども・子育て拠出金率の変更

子ども・子育て拠出金の率が4月から0.29% → 0.34%へ変更（納付は5月分より変更）となりました。※この拠出金については、被保険者（社員）負担はありません。

### ■5月10日（金）

4月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

※被扶養者再確認の準備をしましょう！（協会けんぽ）

6月上旬から順次、被扶養者再確認のためのリストが届きます。既に4月に就職している社員のおよ様の届出漏れがないか等を確認しておきましょう。



## Current Topics

### ★外国人雇用状況届を改正、特定産業分野を把握へ | 厚生労働省

厚生労働省は4月1日、労働施策総合推進法施行規則の一部を改正する省令を施行し、外国人雇用状況の届出制度の一部が見直されました。外国人労働者の在留資格に「特定技能」が創設されたことに伴い、14の特定産業分野における受け入れ状況を把握するため、届出事項に「法務大臣が当該外国人について指定する特定分野」を追加するほか、届出事項の確認方法に、特定産業分野を確認するために必要な「指定書」を追加。具体的には、外国人雇用状況届の在留資格記載欄に、カッコ書きで特定産業分野を記入させ、記入にあたってはパスポートに通常添付される指定書で確認を行うものとなります。

### ★雇用保険の基本手当や雇用継続給付の上限額や支給限度額等を変更！ | 厚生労働省

厚生労働省は3月18日に雇用保険の賃金日額・基本手当日額の上限額を改定。現受給者に対し、本来もらえるべき額での支給を開始。また、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額等も変更されました。高年齢雇用継続給付の支給限度額は35万9,899円→36万169円、育児休業給付は、支給率67%時が30万1,299円→30万1,701円、支給率50%時は22万4,850円→22万5,150円。介護休業給付は33万1,650円→33万2,052円へ引き上げとなり、いずれも初日が平成31年3月18日以後である支給対象期間から引き上げとなっています。

### ■編集後記

みなさんはロコモというワードをご存知ですか？

ロコモティブシンドロームの略で、関節、筋肉など運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった移動機能が低下している状態のことを言います。現在ロコモ予備軍は全国で5,000万人近く居ると言われており、このままでは数十年後には60歳で要介護という状況にもなりかねません。ロコモ対策には「筋肉を増やすこと」と「骨粗鬆症を予防すること」が大切となります。

筋肉量の減少を食い止め、増やすためには、階段を利用することや筋力トレーニングが有効です。骨粗鬆症を予防するためにはカルシウムだけではなく、ビタミンKとビタミンD、そして骨への負荷も必要です。カルシウムは牛乳や干しエビなどに、ビタミンKは納豆に多く含まれています。野菜だけが健康的なのではなく、乳製品や豆類などバランス良く食事を採ることが重要です。

健康的な食生活や積極的に外で有酸素運動をするなど、日ごろの生活を見直し、ロコモ対策をしてみたいかかでしょうか？

田中社会保険事務所だより Vol.1905

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2019年5月10日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通 2-32

星ヶ丘イーストビル 2階 A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: [tsr@waltz.ocn.ne.jp](mailto:tsr@waltz.ocn.ne.jp)